

(8) 各種企業防災事例

練馬区地域防災計画

防災本編

第3部 災害応急対策計画 緊急活動の分野

第7章 消火・救助・救急

第8節 練馬区レスキュー隊による救助・救急

1. 復旧部長による要請

復旧部長がレスキュー隊の出動の必要があると判断したときは、地域・被害の状況を示して、当該地区のレスキュー隊地区長（土木出張所長）に出動を要請します。

2. レスキュー隊の出動

レスキュー隊地区長＝土木出張所長は、復旧部長からの要請を受け、レスキュー隊の出動を命じます。

3. 副地区長の任務

地区長からの命令を受け、被災現場へ隊員を出動させ救助活動に当たさせます。地区長からの命令がなくても、被災者がいると判断した場合は隊員を出動させます。

4. 隊員の任務

地区長または副地区長からの命令を受け、会社の資器材または土木出張所保管の資器材を利用して、救助活動を行います。

消防署等の防災機関職員が現場にいる場合は、その指示にしたがい、協力します。

レスキュー隊編成 9 業界

土木業界、道路建設組合、建設業協会、ビルダークラブ、電設工業会、空調衛生協会、設備事業協会、サンキュウ会、交通安全施設クラブ

土木出張所保管の資機材

油圧ジャッキ 2 セット × 4 所 / 電動カッター 2 セット × 4 所 / チェンソー 2 セット × 4 所

1 災害時における人命救助・道路啓開等応急対策業務に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と区内建設・土木業関連 8 団体（以下「乙」という。）は、災害時における人命救助道路啓開等応急対策業務に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時における建築物その他の工作物等の崩壊および損壊に伴う、緊急人命救助および道路啓開のための障害物除去活動等業務（以下「業務」という。）について、乙の積極的な協力を得ることにより、円滑な業務を実施することを目的とする。

（出動の要請）

第 2 条 甲は、災害の実情に応じ、乙に対し、業務内容、日時、場所を指定して資機材および労力（以下「資機材等」という。）の出動を要請するものとする。

ただし、乙は、災害の状況により応急対策が緊急性を要すると判断した場合は、甲と密接な連絡をとりながら、直ちに出動し、その業務に従事することができる。

（資機材等の提供）

第 3 条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し、資機材等を提供する。

（資機材等の報告）

第 4 条 甲は、乙の提供した資機材等の数量および業務内容について、報告を受けるものとする。

（費用負担）

第 5 条 甲は、乙の提供した資機材等に要した費用を負担する。

（費用の請求）

第 6 条 乙は、業務終了後、甲の認定を受けて業務に要した通常の実費を、甲に請求するものとする。

（災害補償）

第 7 条 甲の要請に基づき出動した者が、業務実施中に負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合は、「災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害賠償に関する条例（昭和 63 年 3 月 28 日条例第 11 号）」に基づき、これを補償するものとする。

（資機材等の調査）

第 8 条 乙は、甲が毎年 1 回実施する、乙の保有する、災害時に出動可能な資機材等の調査に協力するものとする。

（細目）

第 9 条 この協定を実施するため、必要な事項については別に定める。

(協議)

第10条 協定の解釈に疑義が生じたとき、またはこの協定の実施に関して必要な事項は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として本書9通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成7年12月22日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 岩波三郎

乙 東京都練馬区中村南三丁目16番10号
練馬区建設業協会
会長 内田幸完

東京都練馬区関町南一丁目2番35号
練馬区ビルダークラブ
会長 中村政輝

東京都練馬区関町北二丁目31番4号
練馬電設工業会
会長 井口浩太郎

東京都練馬区豊玉北五丁目20番3号
練馬空調衛生協会
会長 塩野健司

東京都練馬区中村一丁目8番2号
練馬設備事業協会
会長 上杉与志栄

東京都練馬区大泉学園町七丁目19番46号
サンキュウ会
会長 高山一夫

東京都練馬区豊玉北六丁目13番2号

練馬土木協会
会長 遠 藤 寛

東京都練馬区豊玉北二丁目 17 番 11 号
練馬区造園建設業組合
組合長 伊 藤 敏 堆

平成 8 年 8 月 1 日

東京都練馬区早宮二丁目 25 番 7 号
練馬区交通安全施設クラブ
代表 吉 田 助 丘

静岡県地域防災計画（一般対策資料編）

表3-8-1（2）応急食料調達予定先一覧

13 応急食料調達予定先一覧

（県企画調整室）
平成13年8月1日現在

事業者名	所在地	連絡先	調 達 可 能 品 目																			
			加工肉	野菜	パン	漬物	飲料	牛乳	卵	カップ麺	カップ麺汁	レトルト	果物	菓料	調味料	食塩	植物油	食糖	調味料	その他		
株式会社イレブンジャパン	浜松市北区4-1-4	053-3458-3734	○	○	○	○	○	○		○	○	○										
サークルケイ・ジャパン㈱	愛知県豊田市東海道沿線1	0587-24-9507	○	○	○	○	○	○		○	○	○							○	○		
㈲ファミリアート	豊島区東池袋4-26-10	03-3989-7800	○	○	○	○	○			○	○	○										
㈲イトーヨーカ堂	浜松市北区4-1-4	053-3458-2198	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
㈲西友	豊島区東池袋3-1-1	03-3989-4310	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○									
㈲西武百貨店	豊島区東池袋1-20-1	03-5294-2202	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
ユニー㈱	愛知県稲沢市栄池田5丁目1 （静岡、群馬市店共計5-1）	054-251-1371	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
㈲ユーストア	愛知県海部郡西尾町大字神橋字五郎 入2267-1 （浜松、豊田市の各店舗共計22）	053-589-0511	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
㈲ひびき	富士市大須2272	0545-26-0111	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
㈲フードランド	静岡市東静岡9-9	054-266-1755	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○									
㈲ウイスマー	静岡市東静岡8	054-251-4858	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○									
㈲藤子屋	静岡市東小112-18-14	054-627-3133	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
㈲興利スーパーマーケット	浜川原中条2-12-1	0537-24-3418																				
㈲つとみ	濱川市銀座町6-7	0538-43-4381	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○									
㈲千鶴の店	浜松市東区026-1	053-472-5411	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
㈲遠藤ストア	浜松市東区2-9-5	053-441-7811				○	○			○	○	○	○						○	○		
静岡県町民農業協同組合連合会	静岡市東区3-8-1	054-284-9700					○						○	○	○							
㈲信栄軒	浜松市中央区24	0539-63-0154			○		○											○	○			
㈲おしスワーズ	静岡市東区鳥門1345	054-624-4181																		○		
株式会社緑のコープしずおか	静岡市東区59-6	054-272-6811			○	○	○	○	○	○		○	○	○	○							
協同組合静岡水産加工センター	静岡市東区鳥門1280-2	054-624-2111				○													○	○		
静岡県総合協同組合連合協議会	静岡市東区44-1 （静岡県中小企業団体中央会）	054-254-1911	○	○																		
㈲神崎	静岡市中央区海部通6-1-10	078-371-2131																				
㈲津野丹	豊田県3-14-1	03-5273-5344	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
イオン498中島カンパニー	三重県四日市市東区東町5-8	0593-55-2255	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
㈲ヤナゲン	静岡県大塚市島根町312	058-227-1511	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
㈲富士食品工業	浜松市大平町3-1-3	0539-52-6100																				

阪神・淡路大震災における企業の対応

企業員の安否確認

- ・通信が途絶した中、安否確認は困難を極めた。
- ・アンケート結果によれば、当初3日間で15%、1月末で85%の企業が安否確認を終了したと回答（廣井脩他）
- ・自転車等で従業員の自宅訪問をして安否を確認した企業も多い

従業員への救援措置（被災地アンケート調査）

- ・食料、水等の支援（都市部の被災者支援の一部を担う）
- ・事業所内の会議室・応接室、研修施設、社宅等を従業員の短期的避難場所として提供（マンションの借上げ、自宅修理のための大工派遣等の事例も）
- ・見舞金の支給、生活資金・住宅資金等の無利子貸付、給与前払い等

事業の継続

- ・大手小売業はいち早く営業を再開、被災生活を支えた（ダイエーは発災後、1時間後に対策本部設置、ヘリ、フェリーをチャーター）
- ・セブン・イレブンはヘリとバイクを併用した輸送体制、ニチイヤローソンでは自転車、徒歩による人海戦術で物資輸送

ライフラインの復旧

電気	1 / 2 3	(1 6 日後)
通信	1 / 3 1	(2 4 日後)
J R (在来線)	4 / 1	(7 4 日後)
ガス	4 / 1 1	(9 1 日後)
上水道	4 / 1 7	(8 4 日後)
下水道	4 / 2 0	(9 4 日後)
阪神電鉄	6 / 2 6	(1 6 0 日後)
阪神高速道路	翌年 9 / 3 0	(6 2 2 日後)

東海豪雨における企業の対応

東海理化（トヨタグループ）

自社西枇杷島の工場の復旧活動を開始すると同時に、救援隊を組織して避難所に食料などを提供。数多くの社員が家財の運び出しなどのボランティア活動をした。また、水が引いた後も、道端に積み上げられていた災害ごみの回収に協力した。期間は約1週間。延べ520名の社員が復旧作業に携わった。

その結果、「東海理化がいてくれて良かった」と工場の騒音や車の出入りに対する住民の苦情は激減した。同社は一時工場の撤退も検討したが、「地域の理解がある」ことなどを理由に存続を決めた。